

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

秦野市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県秦野市長

公表日

令和6年3月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>(評価対象事務全体の概要) 地方税法、国民健康保険法及びこれらの法律に基づく条例による事務のうち、国民健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>①. 納税者からの申告・届出や調査による課税事務 ②. 納税者からの納税の管理、納税者への還付を行う収納事務 ③. 期限内に納税がない者への督促状発送等の滞納整理事務 ④. 国民健康保険による保険給付の支給に関する事務</p> <p>(特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容) 地方税法、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①住民及び他市町村から所得情報を取得する(対象者が市内在住者の場合は宛名システム、市外在住者の場合は中間サーバーを経由して取得) ②賦課情報を作成する ③納税通知書を作成する(年度当初の納税通知書のみ外部業者へ委託、以後、例月で作成する納税通知書は庁内にて作成) ④納税通知書を納税義務者(世帯主)へ送付する ⑤納税者の納付情報を金融機関等から取得する ⑥過納付や誤納付があった場合は、還付・充当の通知を納税義務者へ行う ⑦納期限までに納付がない場合は、納税義務者に対して督促状等を発送する ⑧督促後も納付がない場合は、滞納整理を行う ⑨国民健康保険被保険者資格の管理 ⑩納入通知書による国民健康保険税(料)額の通知 ⑪国民健康保険に係る証明書の発行 ⑫国民健康保険者台帳の照会 ⑬情報提供に必要な情報を「副本」として保持する ⑭被保険者情報及び高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する ⑮「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p>
③システムの名称	保険料(税)賦課システム 資格管理システム 給付システム 保険料(税)収納システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム及び国保情報集約システム ※国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
資格ファイル、賦課ファイル、給付ファイル、収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、10、13、16、23、32、36、37、40、45、52、55、59、73、77、98、100、112、113、118、125、135、138、150項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第37、55、56、57、58、121項) <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉部国保年金課	
②所属長の役職名	参事(兼)課長	
6. 他の評価実施機関		
—		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話0463(82)5119	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	秦野市福祉部国保年金課 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1丁目3番2号 電話0463-82-9613(直通)	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長の役職名	国保年金課長	参事(兼)課長	事後	
令和1年6月28日	I 7. 請求先	秦野市政策部文書法制課	秦野市総務部文書法制課	事後	
令和2年3月19日	I 1. ②事務の概要		【項目を追加】 ⑤「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)(または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。))に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。))及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。))が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事後	
令和2年3月19日	I 1. ③システムの名称		【項目を追加】 医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和2年3月19日	I 3 法令上の根拠		【項目を追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年3月19日	I 4. ② 法令上の根拠		【項目を追加】 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年6月13日	しきい値判断項目の判断時点	平成29年9月1日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年12月24日	I 1. ②事務の概要	①国民健康保険に係る証明書の発行	①国民健康保険に係る証明書の発行	事後	
令和3年12月24日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1(第16項、第30項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項 別表第1(第24項、第43項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)別表第1 項番43 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和3年12月24日	I 4. ② 法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第7号 別表第2(第27、42、43、44、45項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、10、13、16、23、32、36、37、40、45、52、55、59、73、77、98、100、112、113、118、125、135、138、150項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第37、55、56、57、58項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年3月8日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、10、13、16、23、32、36、37、40、45、52、55、59、73、77、98、100、112、113、118、125、135、138、150項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第37、55、56、57、58項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(特定個人情報の提供ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第1、2、3、4、5、10、13、16、23、32、36、37、40、45、52、55、59、73、77、98、100、112、113、118、125、135、138、150項) (特定個人情報の照会ができる根拠規定) 番号法第19条第8号 別表第2(第37、55、56、57、58、121項) ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年3月8日	IV 8. 監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明